

平成31年2月6日

於 教育委員会室

平成31年2月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成31年2月大和市教育委員会定例会

○平成31年2月6日（水曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	小 松 俊 子
3番	委 員	森 園 廣 子
4番	委 員	前 田 良 行
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	山 崎 晋 平	こ ども 部 長	齋 藤 園 子
文 化 ス ポ ー ツ 部 長	小 川 幹 郎	教 育 総 務 課 長	石 川 正 道
学 校 教 育 課 長	土 佐 野 睦	保 健 給 食 課 長	齋 藤 信 行
指 導 室 長	板 坂 和 明	教 育 研 究 所 長	竹 中 崇
青 少 年 相 談 室 長	中 村 真 由 美	こ ども ・ 青 少 年 課 長	遠 藤 隆 久
文 化 振 興 課 長	樋 田 久 美 子	図 書 ・ 学 び 交 流 課 長	前 嶋 清
ス ポ ー ツ 課 長	鈴 木 雅 和		

○書 記

教 育 総 務 課 政 策 調 整 担 当 係 長	金 子 純 一 郎	教 育 総 務 課 政 策 調 整 担 当 主 査	藤 田 和 宏
---------------------------	-----------	---------------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
 - 2 会 議 時 間 の 決 定
 - 3 前 会 会 議 録 の 承 認
 - 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
 - 5 教 育 長 の 報 告
 - 6 議 事
- 日程第 1（議案第 2号）大和市特別支援教育センター条例施行規則について
- 日程第 2（議案第 3号）大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 3（議案第 4号）大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について

- 日程第 4 (議案第 5 号) 大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 5 (議案第 6 号) 大和市教育委員会の職員の職務等に関する規程の一部を改正する規程について
- 日程第 6 (議案第 7 号) 大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について
- 日程第 7 (議案第 8 号) 大和市学校教育基本計画について
- 日程第 8 (議案第 9 号) 健康都市やまと MANABI 計画 (大和市生涯学習推進計画) について
- 日程第 9 (議案第 10 号) 第 2 期大和市スポーツ推進計画に係る意見聴取について
- 日程第 10 (議案第 11 号) 平成 30 年度大和市教育費補正予算案について
- 日程第 11 (議案第 12 号) 平成 31 年度大和市教育費当初予算案について
- 日程第 12 (議案第 13 号) 県費負担教職員の管理職人事について

7 そ の 他
8 閉 会

開会 午前10時00分

○柿本
教育長

ただいまから教育委員会2月定例会を開会いたします。

会議時間は午後3時までとします。

今会の署名委員は4番前田委員、1番青蔭委員をお願いいたします。

続きまして、教育長からの報告をさせていただきます。

初めに、前月定例会以降の動きについてご報告します。

1月27日には、大和市手をつなぐ育成会の「新春を祝う会」に出席させていただきました。卒業を祝う会も兼ねており、4月から高等学校に進む子どもたち7人、市内中学校に進学する6年生2人のお祝いをいたしました。ここまで、本人の努力とご家族の支えがあってやってこられたと思います。4月から始まる新しい生活でも思い切り楽しむつもりで頑張ってくださいと激励の言葉をお伝えさせていただきました。

28日、30日には、小学校8校の学校訪問を行いました。今年度の訪問の趣旨として、学力向上、いじめ・不登校問題の2つを共通テーマとし、意見交換では、教職員の働き方改革や地域との連携を取り上げました。今回で全校の学校訪問を終えたわけですが、学校の苦労や実態を知ることができ、また取り組みの課題が整理されるなど、意義のある学校訪問になったと思います。

28日には、大和市医師会新年会兼創立60周年・訪問看護ステーション創立20周年祝賀会に出席させていただきました。子どもたちの成長と健康を見守るために、これからも医師会の皆様のお力をお借りしながら取り組んでまいりたいと考えております。

31日には、草柳小学校で教育課題研究の中間発表会がございました。根拠、理由、主張の3点セットを手がかりに、子どもたちは論理的思考を組み立てていきます。そして、自分の考えを明確に伝え合うことができる力をつけていくという実践が報告されました。3年の研究期間の2年が終了しての中間報告でしたが、多くの成果が確認できました。来年度の研究のまとめに向けてさらに研究を深めていただきたいと思います。

2月1日には、大和市学校保健研究協議会が開催され、ご挨拶させていただきました。今回の協議会では、横浜の小学校現場で歯科保健教育に取り組み、学校を文部科学大臣賞に導いた歯科医師の江口康久万先生にご講演いただきました。虫歯を中心とした具体的な取り組みをご紹介いただき、学校現場の参考になったと思います。

2日には、大和州市制60周年記念式典が芸術文化ホールで盛大に行

われ、一部では式典と表彰、続く二部では神奈川フィルハーモニー管弦楽団による記念公演が行われました。水泳の青木智美選手の市民栄誉賞をはじめ、当日は60周年を記念して、市政や市民活動に功績のあった多くの個人、団体の皆様が表彰されました。また、神奈川フィルハーモニー管弦楽団の公演では、大和市ゆかりの歌手の代表作がメドレーで演奏されたり、映像と語り、そして管弦楽により、大和市の60年の歩みを振り返るなど、60周年にふさわしい内容の式典となりました。また一歩、大和市は輝かしい未来へ向けてその歩みを踏み出したように思います。教育委員の皆様もご参加ありがとうございました。

4日には、県央教育事務所管内教育長会議に出席いたしました。平成31年度の県費負担教職員の定数の仮査定や旅費の執行状況などが議題となりました。

次に、次月定例会までの予定につきましては、説明を省略させていただきますので、資料をご覧ください。

2月24日には、教育委員会表彰式を予定しております。

3月11日には、中学校の卒業式、20日は、小学校の卒業式が予定されておりますので、委員の皆様にもよろしく願いいたします。

最後に、3月市議会の日程に触れさせていただきます。

本会議初日が2月15日、最終日が3月13日です。一般質問は3月6日、7日、8日の3日間に予定されております。文教市民経済常任委員会は2月20日、厚生常任委員会は21日に予定されております。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。

ただいまの報告に関しまして、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○森 園 2点ほどございます。

委 員 1月28日の学校訪問でございますが、4校とも不登校・いじめについて事例を出されていて、それに対して教員が対応されているということはよかったと思います。見えない不登校・いじめ、特にいじめに関しては追跡調査を行っているかという質問にも、答えていただきましたので、それもよかったと思います。また、地域との連携についてでございますが、各学校が、地域との連携をよくとっていただいて、子どもたちのために地域、家庭、学校ということが根づいてきたと思っております。

また、2月2日の市制60周年記念式典について、多くの方が個人でも団体でも表彰され、さらにその活動に対して頑張ろうという意識が出てくるものとしてよかったと思います。

以上でございます。

○前田委員 教育委員となりまして、初めての学校訪問をいたしました。各学校が、一生懸命取り組んでいるということを改めて感じました。特に学力向上に関しまして、各学校がどうやって子どもたちの学力を伸ばしてあげるかということに一生懸命取り組んでいることがひしひしと感じられました。

また、草柳小学校の研究発表について、根拠、理由、主張、この3点セットに一生懸命、教員も取り組んでいるし、子どもたちも授業に参加しているということで、草柳小学校の教員もとてもよい経験をなさったと思いますし、子どもたちも多くの人が見ている中で授業を受けたということでよい経験ができたように感じました。

以上です。

○小松委員 まずは学校訪問についてですけれども、8校訪問させていただきました。学力向上に関しましては、過去何回か訪問している中で、現状として子どもたちがどの位置にいるのかということや数字で把握しきれていない学校が幾つかあったのですが、改善されてきました。学校ごとに独自に現状をつかむ手法として、小テストを行うなどに取り組んでいる学校もございまして、学力向上に向けての取り組みとして、子どもたちは現時点でどの位置にいるか把握するということが教員の中で定着して、学力向上に向けてどうやっていこうかというような話し合いが持たれてきているように思いました。寺子屋などもうまく利用していただきながら、その結果として、全国学力状況調査の結果が、少しずつ上がってきているのではということを感じられるような学校訪問でございました。

また、いじめ・不登校に関しましては、各学校がいろいろと一生懸命に取り組んでいただいているのですが、学校だけでは難しいような場合もございまして。学校だけではなく、関係機関と連携しながらというようなお話も出ていました。ニュースになっております他市の虐待のこともございまして、気をつけていかなければいけないのは、関係各所が縦割りとなっていることから、しっかりと連携をしているといっても、どうしても隙間ができてしまうと思われることです。そこを絶対に逃してはいけないということを改めて感じましたし、学校に伺ったときにもそういったお話をさせていただきました。ニュースを見ていますと、どこが悪かったということではなく、そこにかかわってきた大人の皆が悪いという認識を持たないといけないと思いました。もちろん、各機関で悪かった点はありませんけれども、その子どもに関わってきた大人たちがしっかりと責任を持ってつなげていき、その子どものためにどうしたら

よいのかということを考えていかなければいけなかったと思います。これは、あの事件だけにかかわらず、いつでも起こり得ることだと思えます。もしかしたら大和市内だって起こり得ることだと思えます。大きなことにはなっていないけれども、小さなことは起こっているはずで、十分に連携されていない中で、子どもたちが置き去りにされてしまうということが絶対にないように、現場の教員、関わっている機関の方、私たちも含めながら、隙間をつくらない、しっかりとつないでいくということ肝に銘じていかなければいけないと改めて感じました。

働き方改革については、学校がそれぞれできることを一生懸命努力していると思えます。子どもや保護者など、人と関わっていくことが多いので、どうしても時間が足りないという話も聞こえてきました。そういった中で、これから見直していくには、人との関わりよりも、例えば事務的なものについてだと思えます。学校からも話が出ていたのですけれども、校務支援システムの活用であったりとか、紙より、なるべくシステムで事務を行うというような話も出ていましたので、そういったことは教育委員会でも考えて、教員の負担を軽減していく必要があると思えます。そして、子どもに向き合う時間がさらに増えるような形を構築していけないといけなさと感じました。

地域との関わりについては、各学校が地域との関わりをととても持っているということをは強く感じました。働き方改革にも関連してくるので、けれども、教員だけでは賄えない部分が増えてきている中で、これからは地域の力というのも大事になってくると思えます。保護者にとっても、昔でしたら子育てのことを誰かに聞けばわかるというような環境があった中で、そういったことが難しくなっています。おそらく、保護者の方も職場の方と関わる時間が多いのではないかと思います。そこでの話題は、仕事に関するものかと思いますが、同じ地域の保護者が集まれば、そこでの話題は、子どものことになると思えます。そういった時間が少なくなっている中で、保護者が抱えている悩みや学校が抱えている問題なども、地域の力によって解決できることがあるのではないかと感じる場合がありますので、地域との関わりについては、各学校がさらに深く関わりを持てるような体制でなければいけないと感じました。

以上です。

○柿 本
教育長

ありがとうございました。

学校訪問の中で、保護者に連絡する際には19時、20時でないで連絡がつかないので、何時までに仕事を終えるように言われても難しい実

態があるという話もありました。そのような実態についてもこれからどうしていくか、皆さんのお知恵をお借りしながら進めていかなければいけないと感じました。

○柿 本 ほかにないようでしたら、ただいまの報告に対する質疑は終了させて
教育長 いただきます。

◎議 事

○柿 本 それでは、議事に入ります。

教育長 日程第1（議案第2号）から日程第6（議案第7号）につきましては、関連がございますので、一括して審議し、採決いたします。

それでは、日程第1（議案第2号）「大和市特別支援教育センター条例施行規則について」、日程第2（議案第3号）「大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第3（議案第4号）「大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第4（議案第5号）「大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第5（議案第6号）大和市教育委員会の職員の職務等に関する規程の一部を改正する規程について、日程第6（議案第7号）「大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」を議題といたします。

細部説明を求めます。板坂指導室長。

○板 坂 議案第2号、大和市特別支援教育センター条例施行規則について、ご
指導室長 審議のほどよろしく願いいたします。

1 ページ目、大和市特別支援教育センター条例施行規則でございます。この規則につきましては、以前ご審議いただきました大和市特別支援教育センター条例に基づきまして、必要な事項を定めるというものになっております。

第2条につきましては、大和市特別支援教育センター（以下「センター」という。）で行います業務について規定しております。（1）通級指導教室に関すること、（2）教育支援教室に関すること、（3）教育相談及び教育指導に関すること、（4）教職員の研修に関すること、（5）その他となっております。

第3条につきましては、通級指導教室に関することを規定しております。通級指導教室は、センターにおいて、学校教育法施行規則の規定に基づく特別の教育課程による教育を行う場所となりますので、いわゆる学校

の分教室ということになります。そこで、小学校としては大和市立林間小学校の分教室、中学校としては大和市立鶴間中学校の分教室ということになります。第2項では、教室に通ってくる子どもたちについて規定しております。大和市立小学校及び中学校に在籍し、支援を要する児童又は生徒のうち次に掲げる者としてございます。(1) 自閉症者又はそれに類する者で、通常の学級での学習におおむね参加できるもの。(2) 主として心理的な要因による選択性かん黙等がある者で、通常の学級での学習におおむね参加できるもの。(3) 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得及び使用に著しい困難を示す者。(4) 年齢若しくは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性若しくは多動性が認められ、社会的な活動又は学業の機能に支障をきたす者。(5) その他前各号に準ずると教育委員会が認める者と規定させていただいております。第3項は、通級するかどうかという判断に当たりましては、教員等による観察、専門医による診断等に基づき総合的に行うというものとしております。また、通級指導教室に通う時間帯等を保護者等と十分相談いたしまして考慮するものとしてしております。第4項につきましては、教室の休業日及び臨時休業について定めてございます。先ほど申し上げましたとおり、小学校、中学校の分教室となりますので、大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（以下「小中学校管理運営規則」という。）の規定に準ずるとしてございます。

第4条につきましては、教育支援教室についての規定でございます。こちらは、大和市立小学校及び中学校に在籍し、支援を要する児童又は生徒であって、登校が困難になっている児童生徒の指導を行うということにしてございます。こちらは、教育委員会が運営するものとしてございます。第2項は、その対象の児童生徒が教育支援教室に来た場合、学校教育法施行規則第24条第1項により、指導要録にこの児童生徒が授業に出席したものと記録できるとしてしております。そのため、教育支援教室に来たことで欠席にはならないということを規定してございます。第3項は、教育支援教室の休業及び臨時休業についてでございます。教育委員会が運営するものとなりますので、小中学校管理運営規則において「校長」とあるところを「教育委員会」と読み替えて運営するというようにしてございます。

第5条では、教育相談及び教育指導につきまして規定しております。センターにおいて、学校、支援機関等と連携し、児童生徒の特性、発達等の状況に応じて相談及び指導を行うものと規定してございます。

第6条は、教職員の研修でございます。さまざまな障がいの特性や支援のあり方について研修を行うことを規定いたしました。

第7条は、センターに職員を置くこと、第8条は、この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めることを規定してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柿本
教育長

続いて、石川教育総務課長。

○石川
教育総務
課長

議案第3号、大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてご審議いただきたく、ご提案するものでございます。

議案第2号でご説明がありました特別支援教育センターの設置に伴い、改正するものでございます。

2ページ目から4ページ目については、新旧対照表となります。

第1条、趣旨につきまして、「及び、大和市特別支援教育センター条例（平成30年大和市条例第29号。以下「センター条例」という。）第3条」を追加させていただきました。

第2条、分掌機関につきまして、（2）所管機関に「及びセンター条例第1条の規定に基づき設置された特別支援教育センター」を追加させていただきました。

第8条を追加し、特別支援教育センターにつきまして、「センター条例第1条の規定に基づき設置された特別支援教育センターの事務分掌は、次のとおりとする。」とさせていただいております。（1）から（6）までございますが、「（1）通級指導教室に関すること。（2）教育支援教室に関すること。（3）教育相談及び教育指導に関すること。（4）教職員の研修に関すること。（5）特別支援教育センター内の維持管理に関すること。（6）その他特別支援教育センター内の庶務に関すること。」としております。また、第2項に「特別支援教育センターは、教育部指導室に属する。」を規定いたしました。

なお、第3条、部等の設置、第5条、教育研究所、第6条、青少年相談室につきましては、市役所の全庁的な組織名の見直しの一環として、これまで「担当」となっていたところを「係」とするものでございます。

議案第3号につきましては、以上となります。

続きまして、議案第4号、大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則についてご審議いただきたく、ご提案するものでございます。

2ページ目、新旧対照表をご覧ください。

別表（第3条関係）でございますが、こちらに「特別教育支援センター」を追加させていただきまして、職の欄に「センター長」「指導主

事」「主査」「主事」を追加したものでございます。

以上でございます。

○柿本
教育長 続いて、土佐野学校教育課長。

○土佐野
学校教育
課長 議案第5号、大和市特別支援教育就学奨励に関する規則の一部を改正する規則についてご提案させていただきます。

2ページ目、新旧対照表をご覧ください。

第2条につきまして、「就学奨励事業の対象となる者は、大和市立の小学校又は中学校に就学し、当該学校の特別支援学級に在籍している児童若しくは生徒又は教育委員会が設置する通級指導教室に通う児童若しくは生徒の保護者で、教育委員会が認定した者とする。」に改正させていただきます。これまで、通級指導教室については、小学校3校に設置してあることばの教室が対象でしたので、対象が児童の保護者のみでしたけれども、特別支援教育センターに小中学校に関する通級指導教室が設置され、初めて中学校の通級指導教室ができますので、規則の対象者に生徒の保護者を追加させていただくものでございます。

3ページ目、参考として現行の就学奨励に関する規則を載せさせていただきました。なお、通級指導教室の児童生徒につきましては、第4条の費目のうち、通学費、つまり在籍している学校から通級指導教室がある場所までの交通費についてが対象となっています。公共交通機関の電車、バスなどの交通費が対象となっています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柿本
教育長 続いて、石川教育総務課長。

○石川
教育総務
課長 議案第6号、大和市教育委員会の職員の職務等に関する規程の一部を改正する規程についてご審議いただきたく、ご提案するものでございます。

3ページ目からの新旧対照表をご覧ください。

特別支援教育センター設置に伴いまして改正する内容でございます。

5ページ目から7ページ目にかけて、センター長の職務と、そのほか主任指導主事の職務について追加しているものでございます。

5ページ目、第8条、センター長の職務等でございます。「センター長の職務等は、上司の指揮を受け、おおむね次に掲げるとおりとする。」とし、(1)から(6)まででございます。(1)上司の業務の補佐、(2)分担業務の処理計画とその調整、(3)業務に関する報告、(4)業務の改善、(5)健康管理、(6)所属する職員の指揮監督でございます。

また、主任指導主事の職務といたしましては、7ページ目の第13条第3項に「前項に定める職務等のほか、第8条に規定するセンター長を兼ねる者の職務は、センター長の職務のほか、第6条第1項第8号の職務とする。」を追加してございます。

また、このほかの改定箇所につきましては、例えば、第3条(1)アの「推進」を「推進し、」というように語句の修正をしたものとなります。

議案第6号につきましては、以上となります。

続きまして、議案第7号、大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程についてご審議願いたく、ご提案するものでございます。

2ページ目、新旧対照表をご覧ください。

第2条、用語の意義でございますが、(9)専決について、「又はセンター長」を追加させていただくものでございます。

以上でございます。

○柿本 細部説明が終わりました。

教育長 質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○小松 確認ですが、議案2号の1ページ目、第3条通級指導教室に、分教室
委員 となっていますが、こちらに通う児童生徒の在籍校はどういう扱いになるのか教えていただけますか。

○板坂 ことばの教室と同様に、お子さんは在籍する学校からこちらに通って
指導室長 くるという形になります。

○青蔭 ご説明いただきまして、センター長についても、施設のこともわかり
委員 ました。

他市のニュースなどを目にしますと、もっとしっかり確認をすればよかつたという事案が起こっています。どんなものをつくろうと、どんな人を配置しようと、確認はしていないということでは、ニュースのような事案は起こり得るものと思います。これでいじめや不登校、全ての問題が大和市から消え去るなんていうことは微塵にも考えてはいけないと思います。こういうものをつくったから安心というのは、まさに私たちの大人の考えであって、子どもたちは、アンケートを外に出さないというただし書きがあるからこそ、教員に「何とかしてほしい」という内なる叫びがあったものに対して、誰一人として大人が酌むことができなかったということでは、どのようなものがあっても救えないということを抑えていただきたいと思います。また、今朝のニュースでは、ある記者が「僕は30年前にこのことを書いた。」ということをしていました。「30年前にこういうことが起きたのに、教育問題は何ら変わっていないではないか。」というお話に、バケツで頭から氷水をかけられた

ような思いがいたしました。「30年前に同じことが起きているのに、教育委員会等の方は30年間何をやってこられたんだ。」というコメントを出されたゲストコメンテーターがおられました。大和市はこういう施設をつくって少しでも子どもたちに目を向けていければと思います。その中で、この建物をつくったからよいなんていう考えが、私たちの中に少しでも生まれることがないよう、小さい問題が山ほどある中で、たまたま大きな問題につながっていないだけのことだということをお互いに再認識していきたいと思います。そうでなければ、せっかく施設をつくっても、何だったのかということになります。この施設をつくった背景に何があって、何がどう変わったのかということこれから検証していかないと、砂上の楼閣に終わって虚しさだけが残りますので、意識改革というようなものをしっかりと考えていきたいと思います。これは職員だけの話ではなくて、教育委員も含めての話だと思います。「教育委員会は何をやっているのか。」ということをおっしゃいました。「何も改革されていないのか。あなたたちは子どもの叫びを何も聞いてはいないのか。」ということをおっしゃいました。おっしゃるとおりだと思います。しかしながら、そうでない部分として、一生懸命に行っている部分や、これができるということも、折に触れてPRしていければという感じがいたしました。

- 柿本 教育長 ありがとうございました。
 ほかにはよろしいでしょうか。
- 森園 委員 議案第2号の2ページでございますが、第8条に「必要な事項は教育長が別に定める。」とあります。必要な事項ということに関して、これから起こって必要になることという意味で、この条文を設けたということでしょうか。
- 山崎 教育部長 ここでは、細かな運営に関することについてはという意味で規定するものとなります。
- 森園 委員 運営ということで捉えてよろしいですね。
- 山崎 教育部長 はい。大きな事柄が起きて、規則の第1条から第7条までに関することを見直さなければいけないようなことがあれば、必要な手続きを行うこととなります。
- 森園 委員 わかりました。
 新たに条文を入れなくてはいけないというようなことが起こった場合、教育長が定めるということでは足りないのではないのかと思っただけの発言でした。

○小 松 この議案としては、特別支援教育センターについての規則などという
委 員 ことで、これでよろしいかと思えます。

センターが設立されるにあたって、何回も言ってきたことですが、4月にスタートいたしますので、最後にもう1度言わせていただきます。

センターに通う子どもたちだけではなくて、どの子どもにも関することなんですけれども、つなぐということは大事なことです。例えば、不登校のお子さん、特別支援教室に通うお子さんについても大事なことです。学校というのはどうしても担任が1年ごとに変わっていきます。それは支援級に限らず、通常級でもそうですし、どこでもあることですので、それ自体は別に悪いことだとは思っていません。その子どもの特性をどのように次につなげていくかということが大事だと思います。それは支援級の子どものだけではなくて、どの子についても同じです。その中で、環境の変化についていくことが難しい支援級の子どもたちについては、特に注視していかなければいけないと思います。人が変わってしまうことや場所が変わってしまうことについて問題を抱えているお子さんが多くいらっしゃいます。しかし、人は変わっていく、学校内で教室も変わっていく、そういったときに、そのお子さんがどういうお子さんなのかということをつなげていくということが一番大事になってくると思います。

今も特別支援級にて、かけはしというファイルは配付しているのでしょうか。

○板 坂 はい。
指導室長

○小 松 支援の必要な子どもたちにとって、そのファイルは、誰が見ても、次
委 員 に担任になった教員が見ても、すぐにわかるものでなければいけないと思えます。しかし、全ての学校がとは言いませんが、現状、お子さんに対しての目標はこうで、結果はこうでしたというような内容しか作成されていません。そうではなくて、一番大事なのは手立てと指導方法だと思います。例えば、服をたたんで籠に入れるという目標を立てたときに、どういう手立てをとったのかというと、手本を見せて毎回練習する、たたみ方がちゃんとできたかを確認する、たためていないときには言葉をかけるということがあり、これがその子に対しての手立てとなります。たたむことに関しては言葉がけが必要だけれども、自分の服を籠に入れることはできるようになった。これは結果です。大事なところは、手立てと指導方法です。これが抜けているので、例えば担任が変わ

ったときに、新しい担任が1からやり直さなければいけません。また、子どもたちも新しい担任に対して、どういう教員なんだろうというようなところを1からスタートしなければいけません。それでは伸びていけないと思います。子どもだけのためではなく、教員のためにも、この手だてと指導方法というところは、しっかりと形に残すようにしていただきたいと思います。例えば、靴、椅子、トイレ、水飲みなどの日常生活で必要とする単語を話せるようになるという指導目標について、評価と課題に、単語の理解は進んでいないということだけが残されていたのでは、どうして進まなかったのかということが全くわかりません。また、進んでいないということに対して、どういう手立てを打てばいいかということが残されていればよいのですけれども、継続して練習が必要ですよというような言葉しか書かれていないようでは、全くわかりませんので、ぜひその過程を大事にしていきたいと思います。これは支援を必要としている子どもだけでなく、不登校のお子さん、いじめを受けているお子さんについても同じだと思います。不登校のお子さんがどういう問題を抱えていて、どういう手立てを打っているということが残されていけば、人が変わったときに、誰が見てもわかるという形になっていくと思います。教員の業務が忙しい中、大変ということであれば、管理という点では個人情報ということもあるかとは思いますが、例えばパソコンを見ればすぐにわかるというようなシステムが構築されていけば、あえて別の時間に新たにつくらなければいけないというような部分は省けると思います。これがつないでいくということの1つだと思います。ぜひつないでいていただきたいと思います。

以上です。

○青 蔭 特別支援教育センターのコンセプトとして、切れ目のない支援ということを掲げたではありませんか。美辞麗句を並べるとは簡単ですが、青少年相談室があり、特別支援教育センターがあり、この施設にはどういう特色があって、他の機関とはどこが違うということをはっきり市民、保護者に伝えていくことが大事なのではないかと思います。

センターの基本的な部分についての説明をうかがいましたが、確かに必要なことであり、難しいことだと思いますが、実はそんなに難しいことではないような気もいたします。難しいことを敢えて易くすることが仕事ができるということとして、難しいことを難しく考えるというのでは仕事ができないということかと思しますので、せつかくこういうシステムができ上がり、「つなげる」「切れ目のない」ということを謳ってききましたので、ここがどういう特色を持って、どういうことが

できるところという区分分けをしていただきたいと思います。そうやってまた分けてしまうと、そこから外れたものはどうなるのかということになりますので、小松委員がおっしゃったように、つなげていくということが大事になってくるものと思います。紙1枚、あるいは数行でその子のことをわかるようにして、そのことについて検証していくということがないと、この問題は残念ながらぶつ切れになってしまうかと思いません。

私たちはベルトコンベアの上に乗った商品に、ビスを何十個つけたらから完成、3つ足りなかったから欠品という論理で行っていくわけではありません。生きた人間を少しでも温かい方向に、また、私たちが未来を託す子どもたちに少しでも自分たちの能力を発揮できるような場所に、送り出さなければいけないということです。このときに、大きいことをするとか、有名になるとか、そういったことは置いておかせていただき、基本的な生活ができる子どもたちにして送り出させていただくということが、私たちが今ここに座っている使命だと思っております。

「切れ目のない」ということを謳ってききましたので、ぜひこれを機会に、各機関に特色がある中、機関と機関を貫き通す一本の棒のようなものをつくっていきたいということを思いました。

よろしく願いいたします。

○森 園 特別支援教育センターの条例施行規則についての検討かと思いますが、おっしゃったことはそのとおりで、全体で見たときの各論という部分で捉えられると思います。そのようなことが組み込まれるような内容として、例えば教職員の研修の部分があるものと思います。この内容プラス今のような声の反映というものを1つ条文として入れるならどこだろうというようなことを思っておりました。

○前 田 特別支援教育センターというものは、とてもよいものだと思っております。4月から始まるわけですから、何人ぐらいのお子さんが通うのか、それに対し指導主事は何人ぐらい必要なのかとかいうことはもうわかっているのではないかと思います。年度の途中でセンターに通うお子さんが増えた場合、当初配置していた指導主事が対応し切れなくなった、手が回らなくなったということがないような形をとっていただきたいと思っております。

○柿 本 ご意見ありがとうございます。
教育長 いただいたご意見を大事にしながら4月のセンター開設を目指したいと思っております。

また、かけはしについてもご意見をいただきました。センターの機能

の中に研修の機能がございませぬ。そうした細かなところを大事にしていくことが、一人ひとりの子どもたちを大事にしていくことになるものと思ひますので、委員の皆様からいただいたご意見を大事にしなごら取り組んでまいりたいと思ひます。

本件につきてはよろしいでしょうか。

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第2号、第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号は可決いたしました。

続いて、日程第7(議案第8号)「大和市学校教育基本計画について」を議題といたします。

細部説明を求めます。竹中教育研究所長。

○竹中 議案第8号、大和市学校教育基本計画の策定につきてはご審議願ひたく、提案するものでございませぬ。

教育 表紙はただいま策定中中ございませぬ。表紙には、前教育委員の石川先生に文字を書いていただき、使わせていただけたらというよう中考えているところ中ございませぬ。本計画は、一章から三章までの構成となつておりませぬ。第一章は計画の策定につきて、第二章は計画全体の内容及び重点施策、第三章は基本目標の実現に向けた施策の方向を説明しているものでございませぬ。

第一章につきては、骨子案からの変更部分は特中ございませぬ。概要につきて説明させていただきます。

2ページ目、はじめにといたしまして、現代社会を背景として、未来を歩んでいく子どもたちへの大和市教育委員会の願ひと、本計画の策定につきてを書いておりませぬ。

3ページ目、2計画の位置付け中ございませぬ。計画の位置付けといたしましては、健康都市やま MANABI計画とともに、教育振興基本計画を担う計画となつていることを説明しております。また、教育大綱の方針に沿うとともに、健康都市やま総合計画の個別計画としても位置付けられているということを図として表現しております。

3計画の構成中ございませぬ。計画の構成につきては、表にありますように、三層構造としておりませぬ。10年の基本構想、5年2期の基本計画、2年または3年となる4期の実施計画となつてございませぬ。

4 進行管理と評価でございます。進行管理と評価につきましては、現状と同じように行ってまいりたいと考えております。成果を計る指標について精査を行いまして、よりきちんと現状把握ができるように設定しました。また、数値化した指標で評価することに適さない面もあることから、状況説明を含め、総体的に評価してまいります旨を記載しております。

5 ページ目から第二章となります。

6 ページ目、1 基本構想（2019年度～2028年度）でございます。10年間の基本構想となります。基本構想は、基本理念と4つの視点で構成しております。4つの視点につきましては、昨年度と今年度に行いました教育フォーラムにおいてご意見をいただいた中で決めたものでございます。基本理念を、「未来を切り拓いて生きていく力を育む学校教育」とし、予測が困難な時代を生きていく子どもたちに必要な力をつける責務を表現しております。中央の図は、基本理念を達成するために、子ども、学校、家庭、地域、そして教育委員会がそれぞれどのような関係性であることが望ましいのかを表したものとなっております。骨子案のご説明をさせていただいた際に、図中の地域の表し方がわかりづらいというご指摘をいただきましたので、矢印等のつけ方を変更させていただいております。

7 ページ目、基本理念を具現化するための4つの視点でございます。現行の計画では、子ども、学校、家庭、地域という4つをイメージして基本目標を設定しておりますが、新しい計画では、子どもを中心に考え、子どもに身につけてほしい4つの力として、確かな学力、豊かな感性、健康な心身、共に生きる社会性を視点として掲げました。第三章に詳しい説明がございます。

8 ページ目、2 基本計画（2019年度～2023年度）でございます。5年間の基本計画となりまして、基本理念を実現するために基本目標と施策の方向を示しています。

中央の図につきましては、子どもを中心につけたい力を配置したイメージ図になります。

9 ページ目、基本理念を実現するために、5年間の基本目標を設定いたしました。基本目標1、子ども一人ひとりの学びを保障し、確かな学力を育てます。基本目標2、様々な体験を通し、豊かな感性を育みます。基本目標3、安全安心な環境を整え、健康な心身を育てます。基本目標4、多様性を尊重し、他者と共に生きる社会性を育てます。図は、木が育つことをイメージしております。大地の部分が、教育委員会が実施する施策となり、幹をイメージした4つの基本目標がたくましく育ち、枝葉となり、大きく咲く基本理念が広がり育つことを表しております。

10ページ目、こちらは、基本目標と目標を支える施策の方向を体系的に示したものです。基本目標1に5つ、基本目標2に3つ、基本目標3に4つ、基本目標4に4つの施策の方向を考えました。内容につきましては第三章にてご説明いたします。

11ページ目、教育委員会が進める施策の中で、より積極的に力点を置く施策を重点施策として位置付けます。

現行計画では2つの重点施策を設定しておりますが、次期計画では4つの重点施策を設定するよういたしました。1つ目、読書活動を通じた学びの広がりです。現行計画で、読書活動の推進としていたものを引き継ぎ、さらに学習活動へも積極的に広げていく取組を推進しますという旨を記載しております。2つ目、新しい時代を切り拓くための教育です。今日的な課題に対応するため、必要な新しい力についての知識を蓄えることが重要となってきております。そのために、研修・研究授業にさらに力を注いでいく旨記載しております。3つ目、支援を必要とする子どもに寄り添う教育です。障がいのある子ども、外国につながる子ども、学習の苦手な子どもなど、一人ひとりの子どもに寄り添う支援教育を学校や関係機関と連携して推進してまいります旨を記載しております。4つ目、不登校やいじめのない学校づくりです。現行計画で、不登校やいじめ問題の解消としていたものを引き継ぎ、子どもたちの居場所となれる学校づくりを推進してまいります。

13ページ目、実施計画（2019年度～2020年度）についてでございます。実施計画は、基本目標を実現するための具体的な取組を示したものとなります。今回は資料としてごさいませんが、教育部各課の事務事業の2年間分を載せたものとなります。

15ページ目から第三章となります。

16ページ目、基本目標1、子ども一人ひとりの学びを保障し、確かな学力を育てます。施策に向けた考え方としましては、前段で、社会の現状の課題を受け、大和市として取り組んできた子どもたちへ身につけさせたい力を育む施策の推進について示しております。後段で、これらの成果を踏まえた上で、これからの新しい学力観に照らした学びの質的な改善を進めていくことを示しております。

施策の方向1-1、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と活用を重視した教育を推進します。この施策の方向は、学力の基礎・基本を大切にす大和市教育局の方向性を示しております。

17ページ目、施策の方向1-2、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程を改善し、質の高い学びを実現する取組を推進します。

この施策の方向は、基礎・基本の上に積み重ねる質の高い学びと、それを確かなものとするための授業の改善について示しております。

施策の方向1-3、学習に対して困難をかかえる子どもに適した教育を推進します。この施策の方向は、一人ひとりに寄り添い、個々の子どもたちの特性に合った教育をソフト面、ハード面の両方で進めていくことを示しております。

18ページ目、施策の方向1-4、今日的な教育課題に対応した授業に向けて研究・研修を深めます。この施策の方向は、変化の激しい社会の中で、子どもたちへ育むべき力も変化していることから、それらに対応するために教職員への研修等を充実させていくことを示しております。

施策の方向1-5、学びを支える教育環境整備を進めます。この施策の方向は、子どもの教育環境に関しまして、子どもが安心して教育を受けられるように、特に経済的な理由で不利益を被らないように支援していくことを示しております。

19ページ目、基本目標1の実現に向けた、成果を計る主な指標でございます。指標については、基本目標ごとに示しております。学識経験者の横浜国立大学の加藤教授からご助言をいただきまして、重点施策に係るものにつきましては、複数の指標を立てることにより進行管理に役立てられるように工夫をいたしました。細かい説明につきましては、設定理由に記載してございますので、ご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

20ページ目、基本目標2、様々な体験を通し、豊かな感性を育みます。施策に向けた考え方といたしましては、前段で、直接人とかかわることや自然に接することの大切さについて、中段で、感性を育てることの重要性について、後段で、感動体験などの共有による表現力や想像力の育成について示しております。

施策の方向2-1、想像力を豊かにする読書活動を推進します。この施策の方向は、現行計画から引き続き、読書活動の推進について、読書の大切さと蔵書の充実を目指すことを示しております。

21ページ目、施策の方向2-2、感受性を育て、表現する力を養う教育を推進します。この施策の方向は、日々の人との関わりや芸術分野の授業、また、給食の時間などを通して、子どもの感じる心を育てるとともに、その気持ちを表現できる力を育むことを示しております。

施策の方向2-3、様々な体験学習の機会を提供します。この施策の方向は、子どもにとって大切な体験学習の機会を提供することと、キャリア教育について示しております。

22 ページ目、基本目標 2 の実現に向けた、成果を計る主な指標でございます。

23 ページ目、基本目標 3、安全安心な環境を整え、健康な心身を育てます。施策に向けた考え方といたしまして、前段では、健やかな体とは、心と体の健康が大切であること、また、現代には新たな課題があることを示してございます。中段では、正しい生活習慣、疾病予防について、後段では、災害や犯罪等に対応した安全教育の推進について示しております。

施策の方向 3-1、心身ともに健康に生活を送るための、健康教育を推進します。この施策の方向は、運動や規則正しい生活習慣などの学習、体の健康と心の健康のための相談体制の整備等について、また、子どもの健康管理のため、健康診断の実施等について示しております。

24 ページ目、施策の方向 3-2 でございます。健康な心身のための、食育を推進します。この施策の方向は、給食等を通し、正しい食習慣のための食育を推進していくことを示しております。

施策の方向 3-3、命を守る、安全教育を推進します。この施策の方向は、災害や犯罪、事故等、子どもたちの身近にあるさまざまな危険から自分の命を守るための安全教育についてと、地域と協力した安全対策について示しております。

施策の方向 3-4、安全安心で、子どもが落ち着いて学べる学校の環境づくりを進めます。この施策の方向は、子どもたちの通う学校施設の安全な環境づくりについて、快適な環境、防災・防犯の面から示しております。

25 ページ目、基本目標 3 の実現に向けた、成果を計る主な指標でございます。

26 ページ目、基本目標 4、多様性を尊重し、他者と共に生きる社会性を育てます。施策に向けた考え方といたしまして、第 1 段落では、多くの人が生活をする学校では、お互いの多様性を認め、尊重し合う社会性が必要であるということを示しております。第 2 段落では、いじめについて、道徳科を通した子どもが身につける必要がある力について、第 3 段落では、不登校について、その解消に向けた個々への支援について示しております。第 4 段落では、いじめ・不登校について、組織的に学校と関係機関、教育委員会が連携して未然防止と早期発見・早期対応に取り組むことを示しております。

施策の方向 4-1、いじめのない学校生活に向けた取組みを進めます。この施策の方向は、学校が安心して学ぶことができる居場所となるよう、お互いを認め合える集団づくりについてと、いじめは許さないことだとい

う意識を育み、未然防止と早期発見・早期解消に努めることを示しております。

27ページ目、施策の方向4-2、不登校のない、誰もが通いたくなる学校づくりを進めます。この施策の方向は、不登校の子どもに対して、担任を中心に学校内組織と学校へ配置されている専門職、また、学校外の機関が連携して支援を行うこと等、個々の相談者に寄り添った相談体制をとり、早期対応・早期解決を支援することを示しております。

施策の方向4-3で、社会性を育む道德教育を推進します。この施策の方向は、新しく教科化された道德教育を中心に、よりよい社会のあり方や人権意識の涵養を図る人権教育を含む道德教育の推進について示しております。

施策の方向4-4、社会に開かれた学校教育を推進します。この施策の方向は、新しい学習指導要領で示されました社会に開かれた教育課程にも通じるものとして、子どもが地域に出て社会を学ぶとともに、地域の役に立つ経験をすることと、地域の力を逆に学校の中に生かすことで子どもの学びを豊かにする仕組みづくりを推進することを示しております。

28ページ目、基本目標4の実現に向けた、成果を計る主な指標を示しております。

以上で説明を終わります。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○前田
委員

4ページ目について、施策を実施する場合、目標は必要だと思いますけれども、成果指標だけではなく、その他の状況説明を加え、総体的に行っていくということは大事だと思いますので、目標値だけに捉われないで行ってほしいと思います。

11ページ目について、新しい時代を切り拓くための教育ということですが、これも大事になってくるものと思います。放課後寺子屋プログラミング教室とありますけれども、具体的にどのようなものなのか教えていただきたいと思います。

19ページ目について、施策の方向1-3は、重点施策(3)支援を必要とする子どもへ寄り添う教育にあたるものと思いますので、重点施策と記載した方がよいと思います。

以上です。

○竹中
教育
研究所長

1点目の評価につきましては、総体的に評価するということは、現在も心がけておりますけれども、数値だけに引っ張られないよう、しっかりと進行管理をしてみたいと考えております。

2点目の放課後寺子屋プログラミング教室につきましては、学校のP
C教室をお借りしまして、学校の教員に負担をかけないよう、生徒の募
集や管理も含めて、ICT支援員が講師として行います。興味のある子
に参加してもらって、各小中学校で、来年度は月1回、再来年度からは
月2回程度行ってまいりたいと考えております。さまざまな家庭環境の
中で、すぐに触れる子、触れない子など、いろいろとあるかと思いま
すので、プログラミングについてもこのような場を提供していこうとする
施策でございます。

3点目につきましては、ご指摘のとおりでございます。記載の追加を
させていただきたいと思えます。ご指摘ありがとうございました。

○森 園 7ページ目について、共に生きる社会性を育てるということは、生き
委 員 力としてとてもよいのですけれど、共に生きる力としての社会性を育
てるというより、「生きる力を」というように具体的にしたほうがわか
りやすいのではないかと思いました。

9ページ目について、基本目標1では「子ども一人ひとりの学びを保
障し」というように、具体的に「子ども一人ひとり」とありますので、
基本目標2は「様々な体験を通し」というよりは、「触れ合いを通し」
としたほうがわかりやすいのではないかと思いました。基本目標3の
「安全安心な環境を整え」ということは、わかりやすくよいと思いま
す。また、基本目標4の「多様性を尊重し、」については、今回のキー
ワードとして、「一人ひとり」ということが出ていますので、「一人ひ
とりの多様性を尊重し」としたほうがよいのではないかと思いました。

21ページ目について、「様々な体験学習の機会を提供します」の部
分では、「キャンプや修学旅行等を通し豊かな自然や」とあります。学
校訪問をする中で、いろいろな都合で遠足が中止となったことにお聞き
しました。遠足に行くことも学びとなると思えますので、ぜひ遠足は行
っていただきたいと思えますので、「キャンプや修学旅行」の前に「遠
足」ということも入れていただくとよろしいかと思いました。

以上です。

○柿 本 ご意見をいただいた文言について、いかがですか。
教育長

○竹 中 策定に係る検討会議で検討させていただいた上だと思います。また、
教 育 その折には教育委員の皆様にもお話をさせていただくことになると思
研究所長 います。大変貴重なご意見いただき、ありがとうございます。

○小 松 19ページ目について、指標の内容に「図書館を使った調べる学習コ
委 員 ンクール」の応募数ということがありますけれども、対話的という部分

は、どのような施策をうっているのか見えてこないように思います。主体的な部分として、子どもたちが自ら学びというようなことが出てきています。草柳小学校の研究発表の中でも、主体的に学んで、それをどのように人に伝えていくかということの重要性について、教員からお話が出ていましたので、そういった部分についてどのような形で施策をうっていくのかというところが、これからの課題になってくるかと思えます。また、教員の研修に関して、「研究・研修を深めます」ということについて目指す目標が書かれています。学校訪問をしていた中で、研修、講演などの時期について、忙しいので参加できないというような話もありました。教員の研修は、大事なことだと思いますので、目標値にあるとおり100%を目指していただきたいと思えます。研修を開催する時期については、検討していただけると、教員もより参加できるようになっていくかと思えます。

○柿本
教育長

ありがとうございました。
このことについて、何かありますか。

○竹中
教育
研究所長

ご指摘ありがとうございます。
対話的という部分につきましては、ご指摘のとおり指標では読みづらく、どう数値化していくかということについては議論いたしました。授業で発言した回数というわけにもいきませんので、ここでは授業の質の改善を謳っております。今までの授業とどのくらい変わってきているかという部分として、対話的なものが含まれ、初めて質が変わってきたと言えるものになりますので、総体的に判断する部分にて、反映させていただけたらと考えております。研修につきましては指標にありますのは、教育研究所主催のものになっており、夏休みにお盆の時期を外して開催しております。それでも教員は忙しいということから、参加者数は、多くて100名弱、少なければ20名程度ということもございますので、できるだけ要望は聞きながら進めてまいりたいと考えております。

○青蔭
委員

短・中・長期にわたって、この計画が速やかに遂行できるようにと思えます。未来への歩みの「案」をお取りいただきまして、これでお進めいただければと思えます。

○柿本
教育長

ありがとうございます。
よろしいでしょうか。
ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより、議案第8号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第 8 号は可決いたしました。

続いて、日程第 8（議案第 9 号）「健康都市やまと MANABI 計画（大和市生涯学習推進計画）について」を議題といたします。

細部説明を求めます。前嶋図書・学び交流課長。

○前嶋 健康都市やまと MANABI 計画（大和市生涯学習推進計画）の策定
図書・ にあたり、大和市社会教育委員会議より答申を受けましたので、ご審議を
学 び 願いたく、ご提案するものでございます。

交流課長 1月24日の1月教育委員会定例会におきまして、計画案につきまして
ご審議いただき、1月28日の社会教育委員会議に諮問をさせていただきました。
同日の社会教育委員会議で内容をご説明させていただき、社会教育
委員会議の議論の中で、施設の整備が充実してきたのでソフト面の充実
を求める声や、コミュニティセンターとの連携を深めたらどうかというこ
と、健康都市大学やシリウスへの期待などのご意見をいただいたところで
ございますが、本計画案の内容につきましては、1月定例会でお諮りした
内容で適当だろうということの議決をいただき、1月28日付で社会教育
委員会議より教育委員会へ答申を受けたものでございます。

つきましては、1月定例会でご説明いたしました案のとおり計画を策定
いたしたく、ご審議いただくものでございます。

よろしくお願ひしたいと思います。

○柿本 細部説明が終わりました。

教育長 質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

内容につきましては、1月にご審議いただいております、社会教育
委員会議においても、これで了承ということでございます。

○青 案をとっていただいて結構だと思います。

委員

○柿本 ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

教育長 これより議案第 9 号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということで、議案第 9 号は可決いたしました。

続いて、日程第 9（議案 10 号）「第 2 期大和市スポーツ推進計画に
係る意見聴取について」を議題といたします。

細部説明を求めます。石川教育総務課長。

○石川 第 2 期大和市スポーツ推進計画に係る意見聴取について、スポーツ基本
教育総務 法第 10 条第 2 項の規定によりご審議いただきたく、提案するものでござ
課 長 います。

大和市スポーツ推進計画につきましては、現行の計画が平成30年度をもって終了するため、平成31年度から5年間を計画期間とした第二次計画の策定を進めております。当該計画の策定にあたりまして、スポーツ基本法第10条第2項の規定により、市長より教育委員会へ意見聴取がございました。

スポーツ推進計画につきましては、国の第2期スポーツ基本計画との整合性を図るとともに、本計画の上位計画にあたります次期大和市総合計画に掲げる健康都市やまとの実現に向けた個別計画として寄与するため、スポーツの側面から健康につながる施策とあわせて、全庁的に連携したスポーツ施策を集約するものでございます。

28ページ目、第2期大和市スポーツ推進計画では、「～スポーツで輝く健康都市やまと～」を基本理念とし、「健康都市やまと」の実現に向け、スポーツの持っている力を最大限に引き出すことにより、市民一人ひとりの人生がスポーツを通じて健康であり、幸福であり、明るく光り輝く豊かなものとなり、また、スポーツの推進により、市民一人ひとりが健康的で文化的に暮らすことができる、豊かな心と感動が広がる、光り輝くまちを目指すものでございます。そして、本計画では、スポーツの推進に当たり、4つの視点、「する」「みる」「ささえる」「つながる」領域を設定し、その実現に向けた基本的な考え方や施策を位置づけ、市民・事業者・スポーツ団体・行政が一体となってスポーツ活動の推進を図る取り組みを行ってまいります。

29ページから30ページにかけまして、基本目標がでございます。

(1)「する」スポーツに対応する基本目標としましては、だれもがスポーツに親しめる環境づくり。(2)「みる」スポーツに対応する基本目標としましては、スポーツへの関心を高める機会づくり。(3)「ささえる」スポーツに対応する基本目標としましては、市民が主体となりスポーツを支えるしくみづくり。(4)「つながる」スポーツに対応する基本目標としましては、市民とスポーツをつなぎ、健康へと導くしくみづくりという4つの基本目標を掲げております。これまでのスポーツ施策「する」「みる」「ささえる」に、「つながる」という視点を追加いたしまして、組織を横断して、健康施策や地域、多世代につながる取り組みを集約した計画となっております。

計画の概要は以上となります。

次に、平成31年1月31日に市長から意見聴取がございましたことに対する、教育委員会の回答案をご説明いたします。

第2期大和市スポーツ推進計画策定に係る意見聴取について（回答）。

スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき意見聴取された上記の件について、特段の意見はありませんとさせていただきます。

以上でご説明を終了いたします。

○柿本
教育長

細部説明は終わりました。

ご意見等ございましたらお願いいたします。

○青蔭
委員

案をとっていただいて結構だと思いますので、このとおりに回答していただいてよろしいかと思えます。

○柿本
教育長

ほかによろしいですか。

ほかにご意見等ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第10号は可決いたしました。

続いて、日程第10(議案第11号)「平成30年度大和市教育費補正予算案について」を議題といたします。

細部説明を求めます。石川教育総務課長。

○石川
教育総務
課長

平成30年度大和市教育費補正予算案に関する地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申し出につきましてご審議願いたく、ご提案するものでございます。

歳出についての補正予算となります。

教育総務費につきまして、補正前の予算額は15億4,376万6,000円でございます。補正額は、1,197万7,000円の減額となりまして、補正後の予算額は15億3,178万9,000円となるものでございます。内訳につきましては、教育研究費のうちの教育ネットワーク運用管理事業について、1,197万7,000円の減額補正となっており、補正後の予算額につきましては7,066万3,000円となります。こちらは、事業費確定に伴う減額補正でございまして、業務委託費等の入札における落札残による額でございます。

次に、小学校費につきまして、補正前の予算額は17億2,053万9,000円、補正額は357万円の減額となりまして、補正後の予算額は17億1,696万9,000円でございます。内訳につきましては、2つございます。1つ目、学校管理費のうちの小学校施設維持管理事業でございます。補正額は1,578万4,000円の増額、補正後の予算額は4億2,804万9,000円となります。こちらは、夏の猛暑の影響により、空調機器の使用が増加したことによる光熱水費の増額の補正となります。2つ目、学校建設費のうちの小学校大規模改修事業でございま

す。補正額は1,935万4,000円の減額、補正後の予算額は1億8,869万1,000円となります。こちらは、工事が完了し、事業費が確定したことによる減額補正となります。

最後に、中学校費につきまして、補正前の予算額は10億1,024万円、補正額は307万4,000円の増額、補正後の予算額は10億1,331万4,000円となります。内訳につきましては、学校管理費のうちの中学校施設維持管理事業でございます。補正額は307万4,000円の増額、補正後の予算額は2億3,489万3,000円となります。こちら、夏の猛暑の影響により、空調機器の使用が増加したことによる光熱水費の増額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

ご意見がないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第11号は可決いたしました。

続いて、日程第11(議案第12号)「平成31年度大和市教育費当初予算案について」を議題といたします。

細部説明を求めます。石川教育総務課長。

○石川
教育総務
課長

平成31年度大和市教育費予算案に関する地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見の申し出についてご審議いただきたく、ご提案するものでございます。

1ページ目、(1)平成31年度一般会計当初予算総括表でございます。一般会計につきましては、平成31年度の当初予算額は774億4,000万円となっており、前年度予算額771億円と比べ、3億4,000万円ほど増加しております。対前年度伸び率は0.44%となっております。そのうち教育費の予算につきましては、平成31年度の当初予算額は88億6,112万4,000円となっており、前年度予算額72億8,348万6,000円と比べ、15億7,763万8,000円ほど増加しております。対前年度伸び率は21.66%でございます。円グラフにつきましては、一般会計に占めます教育費の割合でございます、11.44%となっております。

(2)一般会計と教育費の推移でございます。一般会計の伸びにつきましては、0.44%の増加となっております。教育費につきましては

は、伸び率21.66%ということで、平成30年度と31年度を比べますと右肩上がりとなっております。

2ページ目から11ページ目までは歳出、12ページ目から14ページ目までは歳入、15ページ目は債務負担行為、16ページ目は継続費となります。

2ページ目、(3)当初予算額の推移、10款教育費でございます。平成31年度の当初予算額は88億6,112万4,000円、前年度と比べ、15億7,763万8,000円の増額でございます。

主な事業について説明させていただきます。

1項教育総務費につきましては、平成31年度の当初予算額は15億3,215万9,000円、前年度と比べて3,098万9,000円の増額となっております。主に職員給与費となる2目事務局費が前年度と比べて2,188万7,000円の増額、また、3目教育研究費が前年度と比べて5,473万円の減額、4目教育指導費が、前年度と比べて6,379万4,000円の増額となっております。

主なものについて、説明させていただきます。

3目教育研究費につきましては、教育ネットワーク運用管理事業が予算額4,235万8,000円で、4,028万2,000円の減額となっております。この事業は、教育ネットワークシステムの保守管理委託及び機器のリース料、校務支援システムの運用、管理、IT資産管理システムの運用管理等でございますが、平成30年度はネットワークの構築委託がございましたが、31年度はその委託がございませんので、その分減少しております。

4目教育指導費でございます。外国人児童生徒教育推進事業につきましては、予算額2,017万7,000円となっております。小中学校へ日本語指導員及び外国人児童生徒、教育相談員の派遣や、日本語教育アドバイザー1人を配置し、小学校入学前に、入学に向けての初期指導となりますプレクラスを実施、国際教室未設置校が小学校8校、中学校2校ございますが、そちらに日本語指導巡回教員1人を配置するものでございます。また、外国人児童生徒コーディネーター1名の配置もしております。支援体制の強化に伴い相談件数が増加したことに伴い、報酬が増加したことによる事業費の増額となっております。英語教育推進事業につきましては、予算額4,034万5,000円、前年度と比べて4,745万9,000円の減額でございます。英語指導助手、外国語活動指導助手の人件費として、年間で小学校5・6年生は35時間、3・4年生は17時間、1・2年生は5時間、特別支援級は2時間程度

を確保しているものでございます。また、平成30年度までは英語教育推進のための事業委託がございましたが、31年度はなくなったことにより、減額となっております。特別支援教育推進事業につきましては、予算額1億376万円5,000円、前年度と比べて341万8,000円の増額となっております。特別支援教育ヘルパー87人、スクールアシスタント36人の配置や、特別支援教育センターの開設準備の予算となります。また、医療ケアが必要な児童生徒のための看護師派遣の予算も3名分を計上しております。いじめ等対策事業につきましては、予算額2,061万円でございます。学級集団アセスメント（ハイパーQ Uテスト）の実施や、小学校9校に児童支援中核教諭の授業を代替する非常勤講師の配置をいたします。また、匿名で報告、相談ができるスマートフォン用アプリケーションのSTOP i tを、中学校の全生徒が使用できる環境を継続してまいります。学力向上対策推進事業につきましては、予算額1億4,616万1,000円、前年と比べて316万2,000円の増額となっております。「放課後寺子屋やまと」「夏休み寺子屋」を全小学校で開催いたします。また、「中学校寺子屋」を全中学校で開催するとともに、中学校3年生の長期休業期間中に入試に向けた学習支援を実施いたします。31年度は、小学校で参加人数が多い4校につきまして、寺子屋やまとの指導員を1名ずつ増員いたします。特別支援教育センター施設維持管理事務につきましては、新規の事業となります。予算額は2,169万1,000円でございます。4月にできる特別支援教育センターの施設の保守点検、清掃業務の委託等の費用でございます。教育用コンピュータ整備事業につきましては、予算額3億2,561万1,000円、前年度と比べて7,242万6,000円の増額となっております。市内の中学校1年生の教室、全47クラスにプロジェクターを整備する予算を計上しております。小学校では電子黒板を活用した授業を行ってまいりました。電子黒板につきましては、教員の板書時間の短縮や、視覚に訴えることによる児童の集中力が上がることから、授業の質の向上と効率化が図られ、児童の理解力が高まるメリットがございます。一方、中学校では、これまで電子黒板が導入されていませんでしたので、授業の内容やスピードに追いつかなくなるおそれもございます。そのため、平成31年度に電子黒板機能のあるプロジェクターを1年生の全クラスに整備しまして、来年度以降、2年生から3年生へも順次整備していく予定でございます。また、全小中学校に整備したタブレット型PC等や、教職員一人ひとりに1台整備した校務用PCの保守・管理、ICT支援員の配置等の費用も計上

しております。

5目青少年相談費につきましては、青少年相談・街頭補導事業、不登校児童生徒援助事業がございますが、前年とほぼ同様の予算額となっております。

4ページ目、2項小学校費でございます。平成31年度当初予算額は35億2,992万円、前年度と比べて18億938万1,000円の増額となっております。小学校費につきましては、学校管理費、教育振興費、学校建設費がございます。学校管理費につきましては、1,956万3,000円の増額、教育振興費につきましては、1,837万9,000円の減額、学校建設費につきましては、18億819万7,000円の増額となっております。

主な事業について説明させていただきます。

1目学校管理費でございます。小学校施設維持管理事業につきましては、予算額は4億2,280万2,000円、前年度と比べて1,053万7,000円の増額となっております。学校の維持管理に係る消耗品、光熱水費、施設補修費、委託料等でございます。平成31年度から供用が開始されます大和東小学校のプレハブ校舎の賃借料が増額となります。

2目教育振興費でございます。小学校学用品等就学援助事業につきましては、予算額は2億697万4,000円、前年度と比べて912万9,000円の減額となっております。受給見込者数は2,649人、前年度予算時の見込者数は2,723人でしたので、74人の減少となっております。

3目学校建設費でございます。小学校大規模改修事業につきましては、予算額は3億58万1,000円、前年度と比べて9,253万6,000円の増額となっております。インターホン設置工事、プールサイド基礎コンクリート補強工事、体育館屋根及び照明設備改修工事、外壁改修工事、給水設備改修工事、プール受水槽改修工事、プール塗装改修工事等ございまして、修繕の計画に基づき進めているものでございます。インターホン設置工事は、新規の事業となります。小中学校の児童生徒の安全を図る取り組みとしまして、緊急事態が発生した場合の早急な連絡手段を確保するため、教室や特別教室と職員室に相互通話が可能なインターホンを設置するものでございます。小学校の全19校に対して、700台程度を想定しております。小学校防音設備整備事業、平成30年から31年度の継続費となる大野原小学校防音設備整備事業、平成31から32年度の継続費となる大野原小学校防音設備整備事業の

3事業につきましては、主に大野原小学校の施設改修工事でございます。平成30年度はプレハブ校舎を建設し、児童が移動いたします。平成31年度は4月から12月までにかけて本校舎の工事を行い、その後、プレハブ校舎から本校舎へ移動いたします。そして、31年度から32年度にかけて校庭の整備を行うものでございます。予算額については、小学校防音設備整備事業は2億7,472万6,000円、大野原小学校防音設備整備事業の平成30年度から31年度の継続費は8億1,776万6,000円、31年度から32年度の継続費は3,494万9,000円となります。次に、北大和小学校増築事業について、継続費も含めて説明させていただきます。北大和小学校増築事業の予算額は4,975万円、継続費は10億4,347万7,000円となっております。北大和小学校につきましては、平成30年度から工事に着手してございまして、平成31年度にかけて増築工事を行うものでございます。鉄筋コンクリート造4階建て、防音仕様で、普通教室10室、特別教室4室を整備するものでございます。また、新規事業となります中央林間小学校増築工事につきましては、予算額は5,141万9,000円となっております。中央林間地区におきましては、ビクター工場跡地に大規模マンションの建設があり、平成31年3月から入居が開始することに伴いまして児童数も増加することが予測されるため、当該児童を受け入れる中央林間小学校の教室不足を解消するため、校舎の増築併行防音工事設計の業務委託を行うものとなっております。スケジュールにつきましては、平成31年度に設計、平成32年度から33年度にかけて工事を行いまして、34年度から供用を開始する予定でございます。

6ページ目、3項中学校費でございます。平成31年度の当初予算額は6億8,340万円、前年度と比べて3億2,684万円の減額となっております。中学校費につきましては、学校管理費、教育振興費、学校建設費となっております。教育振興費は332万8,000円の減額、学校建設費は3億1,839万7,000円の減額となっております。

2目教育振興費でございます。中学校学用品等就学援助事業につきましては、予算額は1億2,828万7,000円、前年度と比べて354万6,000円の減額となっております。受給見込者数は1,288人、前年度予算時の見込者数は1,343人でしたので、55人の減少となっております。

3目学校建設費でございます。中学校大規模改修事業につきまして

は、予算額は8,578万9,000円、前年度と比べて6,688万1,000円の減額となっております。インターホン設置工事につきましては、2項小学校費にてご説明させていただいたとおりでございます。こちらにつきましても、中学校全9校に設置してまいります。クラス数は350教室を想定しております。また、引地台中学校の体育館屋根及び照明設備改修工事を予定しております。中学校大規模改修事業につきましては、平成30年度に事業件数が多く、渋谷中学校の校庭改修事業等ございましたが、31年度は校庭改修事業等はございませんので、予算は大幅に減額しております。中学校防音設備整備事業につきましては、予算額は4,105万9,000円、前年度と比べて2億5,151万6,000円の減額となっております。平成31年度につきましては、鶴間中学校の復旧防音工事及び大規模改修工事の設計業務委託のみとなります。30年度につきましては、下福田中学校の工事がございますことから、減額となっております。

8ページ目、4項社会教育費でございます。平成31年度の当初予算額は14億7,247万1,000円、前年度と比べて3,960万2,000円の増額となっております。社会教育費につきましては、社会教育総務費、青少年育成費、公民館費、図書館費、文化財保護費となっております。社会教育総務費は6,639万6,000円の減額、青少年育成費は1億1,642万5,000円の増額、公民館費は5,212万5,000円の減額となっております。

2目青少年育成費でございます。旧青少年センター解体事業につきましては、予算額は1億2,474万3,000円、前年度と比べて1億1,928万9,000円の増額となっております。平成31年度は旧青少年センターの解体工事費を計上しているものでございます。

3目公民館費でございます。生涯学習センター管理運営事業につきましては、予算額は4億723万7,000円、前年度と比べて1億1,702万円の増額となっております。指定管理者について、現在の2館につきみ野学習センター、桜丘学習センター、渋谷学習センターを加え、5館となることから生涯学習センターに係る管理運営経費が増額したものでございます。

10ページ目、5項保健体育費でございます。平成31年度の予算額は16億4,317万4,000円、前年度と比べて2,450万6,000円の増額でございます。保健体育費につきましては、保健体育総務費、体育施設費、学校給食管理費となっております。体育施設費は5,944万6,000円の増額、学校給食管理費は4,341万

9, 000円の減額となっております。

3目学校給食管理費でございます。北部、中部、南部学校給食共同調理場運営事業につきましては、予算額は5億3,612万6,000円、前年度と比べて1,173万6,000円の増額となっております。単独調理校運営事業につきましては、2億3,850万8,000円、前年度と比べて1,524万1,000円の増額となっております。年度切替えによる委託費の増額等によるものでございます。学校給食施設大規模改修事業につきましては、予算額は1,301万8,000円、前年度と比べて9,297万4,000円の減額となっております。平成31年度は、中規模改修工事設計業務委託が南部調理場でございます。また、桜丘小学校のグリストラップ更新工事を予定しております。平成30年度は更新工事等が多かったことから、前年度と比べて大きく減額しているものでございます。

歳出の説明につきましては、以上となります。

○柿本 歳出までの説明が終わりました。ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は13時といたします。

教育長

暫時休憩に入ります。

(休憩)

(再開)

○柿本 再開いたします。

教育長

歳入からの細部説明を求めます。石川教育総務課長。

○石川 よろしく願いいたします。

教育総務

12ページ目、(4)平成31年度教育関係予算(歳入)でございます。

課長

15-1-6教育使用料につきましては、平成31年度の予算額は2,290万3,000円、前年度と比べて1,534万8,000円の減額となっております。

1小学校使用料の予算額は1,284万3,000円、主なものとしましては、土地使用料で、教職員の駐車場使用料が主な内容でございます。

2中学校使用料の予算額は938万7,000円、主なものとしましては、小学校使用料と同様、土地使用料となっております。

3社会教育使用料につきましては、予算額が5万4,000円、前年度と比べて1,481万9,000円の減額となっております。学習セ

ンターの使用料の減少によるものとなっております。

16-1-3教育費国庫負担金でございます。平成31年度の予算額は2億632万1,000円、前年度と比べて1億7,104万6,000円の増額となっております。主なものとしましては、北大和小学校増築事業での国の負担金が増額したものでございます。

16-2-6教育費国庫補助金でございます。

1小学校費補助金につきましては、予算額は4億4,554万9,000円、前年度と比べて3億926万4,000円の増額となっております。主なものとしましては、小学校防音事業補助金で、予算額4億2,750万5,000円となっております。こちらは、大野原小学校の防音工事に伴う補助金でございます。

2中学校費補助金でございます。予算額は2,586万3,000円、前年度と比べて1億8,501万8,000円の減額となっております。中学校防音事業補助金につきましては、予算額は1,498万2,000円でございますが、前年度と比べ1億8,532万円ほど減額となっております。前年度は下福田中学校の工事があり、その補助金が2億30万7,000円ございましたことによるものとなります。

4学校施設環境改善交付金でございます。予算額は1億2,816万9,000円、前年度と比べて1億98万8,000円の増額となっております。主なものとしましては、小学校学校施設環境改善交付金で、予算額1億2,716万9,000円でございます。内容としましては、大野原小学校の工事に対する交付金で、1億112万7,000円でございます。

6教育総務費補助金でございます。予算額は419万9,000円、前年度予算はゼロでございますので、皆増となっております。内容としましては、教育支援体制整備事業費補助金で、歳出にて特別支援教育推進事業の医療ケアが必要な児童に対する看護師派遣をご説明しましたが、その看護師派遣事業に対する補助金でございます。

16-2-7特定防衛施設周辺整備調整交付金でございます。平成31年度の予算額はゼロとなっております。前年度予算の3,200万円が皆減となっております。前年度は南林間小学校と下福田中学校の防球ネットの設置工事に対して交付があったものとなります。

17-2-7教育費県補助金でございます。平成31年度の予算額は4,148万4,000円、前年度と比べて247万5,000円の増額となっております。

1教育総務費補助金でございます。学校支援活動推進事業補助金、土

曜日の教育活動支援事業補助金につきましては、中学校寺子屋、小学校夏休み寺子屋、中学校の夏休み、冬休みの寺子屋に対して支給される補助金でございます。

2 小学校費補助金と3 中学校費補助金につきましては、被災児童生徒等就学支援事業費の補助金でございます。受給人員の増加及び学年の進行に伴いまして、中学3年生ですと修学旅行費の支給分が増えますので、増額となっております。

4 社会教育費補助金でございます。放課後子ども教室推進事業補助金につきましては、予算額は2, 325万円で、前年度と比べて15万4, 000円の増額となっております。

5 市町村事業推進交付金でございます。主なものとして青少年行政推進事業補助金につきましては、予算額は398万3, 000円、前年度と比べて156万円の増額となっております。

18-1-1 財産貸付収入でございます。1 土地建物貸付収入につきましては、予算額は666万円、前年度と比べて214万円の減額となっております。

18-1-2 利子及び配当金でございます。内容につきましては、積立基金利子で、予算額は5万4, 000円、前年度と比べて18万3, 000円の減額となっております。

14 ページ目、22-5-1 雑入でございます。平成31年度の予算額は184万8, 000円、前年度と比べて568万2, 000円の減額となっております。

23-1-7 教育債でございます。教育分野の借入金となります。平成31年度の予算額は19億3, 270万円、前年度と比べて10億6, 640万円の増額となっております。

1 小学校債でございます。内容としましては、小学校大規模改修事業債、大野原小学校防音設備整備事業債、北大和小学校増築事業債、小学校防音設備整備事業債、中央林間小学校増築事業債となっております。

2 中学校債でございます。予算額は1億380万円、前年度と比べて1億7, 980万円の減額となっております。内容といたしましては、中学校大規模改修事業債と中学校防音設備整備事業債となっております。

3 保健体育債でございます。予算額は2億5, 370万円、前年度と比べて1億5, 060万円の増額となっております。主なものとしましては、旧青少年センター解体事業債が1億2, 340万円ございます。

歳入については、以上となります。

15 ページ目、(5) 平成31年度設定債務負担行為でございます。債務負担とは、年度を超えて債務を保証するもので、校務用コンピュータ等再リース料ほか8事業がございます。

16 ページ目、(6) 継続費でございます。2カ年にわたる事業の場合、継続費という項目を設定いたします。平成31年度は、小学校費としまして3件ございます。大野原小学校防音設備整備事業につきましては、平成30年度から31年度までの校舎改修工事分でございます。同じく大野原小学校防音設備整備事業の平成31年度から32年度までの事業につきましては、校庭整備工事分でございます。北大和小学校増築事業につきましては、平成30年度から31年度まで工事をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

○青蔭
委員

何も申し上げることはございません。ご説明いただいた予算を獲得なさっていただければと思っております。

平成30年に教育費予算が若干下がりましたが、平成31年度に至りましては21.66%増えております。財政圧迫の折、この予算額をおとりいただきまして、有効に子どもたちのために使われるよう、双方で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○柿本
教育長

わかりました。

ほかによろしいでしょうか。

ほかがないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第12号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということで、議案第12号は可決いたしました。

ここで、日程を変更し、議案を1件追加いたします。

日程第12として(議案第14号)「工事請負契約の締結について」を追加し、(議案第13号)「県費負担教職員の管理職人事について」を日程第13といたします。

それでは、日程第12(議案第14号)「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

細部説明を求めます。石川教育総務課長。

○石川
教育総務

よろしく申し上げます。

工事請負契約の締結について、地方教育行政の組織及び運営に関する

課長 法律第29条の規定に基づく意見の申し出に関し、ご審議願いたくご提案するものでございます。

市立大野原小学校の大規模復旧防音・改修工事における工事請負契約締結についてでございます。

市立大野原小学校大規模復旧防音・改修工事（建築）について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議決を求める。

1 契約の方法、条件付一般競争入札。

2 契約相手方、平塚市四之宮一丁目8番56号、株式会社エス・ケイ・ディ、代表取締役、長谷川辰巳。

3 契約金額、5億2,488万円。

4 工事場所、大和市上草柳七丁目4番26号、大和市立大野原小学校。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○柿本 細部説明が終わりました。

教育長 質疑、ご意見等ございましたら、お願いたします。

○青蔭 何者ぐらいの業者から入札がございましたでしょうか。

委員

○石川 8者からの入札がございました。

教育総務

課長

○柿本 ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

教育長 これより、議案第14号について採決いたします。

本件の原案についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということで、議案第14号は可決いたしました。

次に、日程第13（議案第13号）「県費負担教職員の管理職人事について」は、議事運営上の都合により、日程を変更し、その他の後に審議することといたします。

◎その他

○柿本 それでは、その他に入ります。

教育長 「通学路の安全対策に係る要望とその対応状況について」。

土佐野学校教育課長。

○土佐野 よろしくお願いたします。

学校教育 通学路の安全対策にかかわる要望と、その対応状況についてご報告し

課 長 ます。

11柳橋小学校と、19南林間小学校につきましては、11月、12月に通学路の安全対策の要望があり、今月までに回答させていただいたものでございます。

また、交通安全プログラムに則って、平成30年度の合同点検につきましては、12月に行わせていただきました。その対応結果については、現在、他課とまとめているところでございますので、3月定例会でご報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○柿 本
教育長

質疑等ございますか。

予定されております報告は、以上でございます。

事務局よりほかに何かございますか。

委員の皆様から何かございますか。

特にないようでしたら、3月の会議の日程をお知らせいたします。

3月定例会は3月27日水曜日午前10時からを予定しております。

◎議 事

○柿 本
教育長

先ほど日程変更いたしました日程第13（議案第13号）を非公開とすべき人事案件として審議を非公開としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということで、日程第13（議案第13号）は非公開といたします。

関係者以外の退室をお願いいたします。

なお、関係者として、教育部長、教育総務課長、学校教育課長を指定します。

それでは、暫時休憩といたします。

（休 憩）

（非公開の審議）

◎閉 会

○柿 本
教育長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、教育委員会2月定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時45分